

規模が大きい特定保険募集人用

# 帳簿保存・事業報告書 対応ガイド

改正保険業法（2016年5月29日施行）対応

## はじめに

2014年5月に改正保険業法が成立（公布）し、「規模が大きい特定保険募集人」に対する帳簿書類の備付け義務や事業報告書の提出義務といった新たな義務が導入されることとなりました。

その後、2015年5月に改正保険業法に対応する保険業法施行規則や保険会社向けの総合的な監督指針も発令・発出され、帳簿書類の保存方法や事業報告書の法定様式など、具体的な対応要領についても公表されています。

本ガイドは、2016年5月29日から施行される改正保険業法において「規模が大きい特定保険募集人」に求められる帳簿保存および事業報告書作成のポイントを解説したガイドです。

なお、本ガイドは、代理店の皆様が帳簿保存および事業報告作成義務を履行する方法等について、一般的な考え方等を記載したものであり、実務を拘束するものではありません。最終的には代理店の皆様の責任において、関連法令に則った対応が必要となります。

本ガイドを、代理店の皆様が改正保険業法を適切に理解し、帳簿保存および事業報告作成義務を履行されるための参考資料として、ご活用いただければと存じます。

2016年1月26日作成

一般社団法人 **日本損害保険協会**

# もくじ

1	「規模が大きい特定保険募集人」に係る義務.....	1
	（1）概要	
	（2）2つの義務の概要	
2	「規模が大きい特定保険募集人」の該当基準.....	2
3	帳簿書類の保存.....	4
	（1）帳簿書類に記載する事項	
	（2）保存期間	
	（3）保存方法	
4	事業報告書の作成・提出.....	7
	（1）作成要領	
	（2）提出先	
	（3）提出期限	

## 参考資料

【1】事業報告書（施行規則別紙様式第25号の2（第238条第2項関係））記載例...	9
【2】関係法令等抜粋.....	21

※【PC000】の表記について

【PC000】は、当該説明に対して参考となる平成27年5月27日付「『平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案』に対するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の番号（000部分が当該番号に該当）を示しております。

なお、P23以降に当該パブリックコメントの抜粋を掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

# 1

## 「規模が大きい特定保険募集人」に係る義務

### (1) 概要

「規模が大きい特定保険募集人」（施行規則236条の2の条件を満たす乗合代理店を指します。以下、同様。）に該当した場合、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の事項を記載し、これを保存しなければなりません。（保険業法第303条）

また、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3か月以内にこれを内閣総理大臣に提出しなければなりません。（保険業法第304条）

### (2) 2つの義務の概要

#### ア. 業務に関する帳簿書類の保存

※詳細は「3. 帳簿書類の保存」を参照してください。

「規模が大きい特定保険募集人」は、保険契約の締結の日から5年間、当該保険契約に係る帳簿書類を保存し、募集人がいる事務所ごとに常時閲覧できる体制を整備しなければなりません。

保存すべき事項は、保険契約者、所属保険会社等ごとに、次の事項となります。

- ① 保険契約の締結の年月日
- ② 保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称
- ③ 保険契約に係る保険料
- ④ 保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

また、社内規則等に、上記①～④に係る書類の作成および保存の方法を具体的に定めなければなりません。

#### イ. 事業報告書の作成・提出

※詳細は「4. 事業報告書の作成・提出」を参照してください。

規模が大きい特定保険募集人は、所定の様式（保険業法施行規則に掲載）に従って事業報告書を作成しなければなりません。

また、作成した事業報告書は、代理店の事業年度末の翌日から3か月以内に、本店を管轄する財務局長等に提出しなければなりません。

## 2

## 「規模が大きい特定保険募集人」の該当基準

保険業法第303条・第304条および保険業法施行規則第236条の2で定める帳簿の備え付け・事業報告書の提出が必要となる「規模が大きい特定保険募集人」は、次のいずれかの条件にあてはまる場合に該当します。

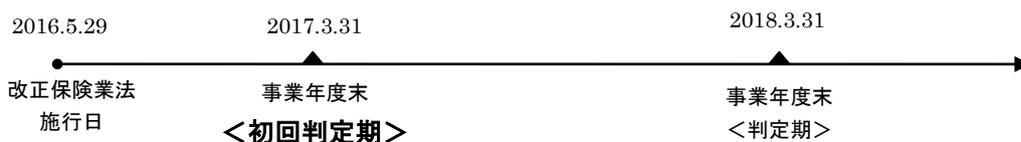
**条件1** 所属する保険会社が15社以上

**条件2** 事業年度中の手数料収入等の合計額が10億円以上（専属代理店を除く）

各条件の該当有無は、以下の基準で判断します。

- 損害保険・生命保険・少額短期保険の各業態で、**条件1**または**条件2**のいずれかに該当する場合、全ての業態で帳簿の備え付けおよび事業報告の対象となります。【PC132】
- これらの条件の該当性は、毎年、代理店の事業年度末ごと判定します。（初回の判定は、改正保険業法の施行日（2016年5月29日）以降に迎える最初の事業年度末です。）

（例）事業年度末が3月の代理店の場合



※帳簿書類の備付け時期についてはP4、事業報告書の提出時期についてはP8をご覧ください。

条件  
共通

- 主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている代理店（以下、「別個登録を有する代理店」）においては、法人単位（本店と別個に登録されている代理店を合算）で所属保険会社数および手数料等の総額を判定します。

（例）別個登録を有する代理店の考え方

代理店の登録	所属保険会社		手数料等
本店	A社（代申）、 B～M社（12社）	13社	8億円
X支店	A社（代申）、 B社、 <u>N社</u>	3社	1億円
Y支店	A社（代申）、 C社、 <u>O社</u>	3社	1億円
法人計	A～M、N、O社	15社	10億円

←法人の合計値で判定

<p><b>条件 1</b></p>	<p>➤ 事業年度末現在で、損害保険・生命保険・少額短期保険のいずれかの業態で、所属保険会社（注）が15社以上か否かで判断します。なお、所属保険会社数は3業態で合算しません。</p> <p>（例）所属保険会社数と該当性</p> <table border="1" data-bbox="341 331 1477 483"> <thead> <tr> <th>損害保険</th> <th>生命保険</th> <th>少額短期保険</th> <th>（合計）</th> <th></th> <th>該当有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5社</td> <td>5社</td> <td>5社</td> <td>15社</td> <td>⇒</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td>15社</td> <td>0社</td> <td>0社</td> <td>15社</td> <td>⇒</td> <td>該当</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）所属保険会社数とは、事業年度末現在で委託契約を締結している保険会社が該当します。（販売件数がない保険会社があっても、所属保険会社に含めます）【PC133、144】</p>	損害保険	生命保険	少額短期保険	（合計）		該当有無	5社	5社	5社	15社	⇒	非該当	15社	0社	0社	15社	⇒	該当
損害保険	生命保険	少額短期保険	（合計）		該当有無														
5社	5社	5社	15社	⇒	非該当														
15社	0社	0社	15社	⇒	該当														
<p><b>条件 2</b></p>	<p>➤ 当該事業年度において保険会社から受領した手数料等の額（注）が、損害保険・生命保険・少額短期保険のいずれかの業態で、10億円以上か否かで判断します。なお、手数料等の額は3業態で合算しません。</p> <p>（例）手数料等の額と該当性</p> <table border="1" data-bbox="341 775 1477 927"> <thead> <tr> <th>損害保険</th> <th>生命保険</th> <th>少額短期保険</th> <th>（合計）</th> <th></th> <th>該当有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4億円</td> <td>4億円</td> <td>2億円</td> <td>10億円</td> <td>⇒</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td>10億円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>10億円</td> <td>⇒</td> <td>該当</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 手数料等の額が10億円以上であっても、専属代理店は該当しません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（注）手数料等の額の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 手数料等の額には、消費税は含みません。</li> <li>■ 手数料等は、全ての保険種目の手数料を合算します。（事業報告書で記載対象外とされている自賠償保険、海上保険も合算します）</li> <li>■ 3者間スキームを採用している代理店で、統括代理店が保険会社から3者間代理店（被統括代理店）に係る手数料を代理受領している場合、統括代理店の手数料等の額は、3者間代理店に支払う手数料等を控除します。【PC136】</li> <li>■ 手数料等とは、保険募集に関して代理店が保険会社から收受した全ての手数料、報酬、その他の対価が該当します。つまり、保険契約の成約の対価として保険会社から受け取った金銭が該当し、例えば、契約計上の翌月に收受する手数料や、一定期間内の契約取扱高等に応じて支払われる報酬（ボーナス手数料等）等が該当します。</li> </ul> </div>	損害保険	生命保険	少額短期保険	（合計）		該当有無	4億円	4億円	2億円	10億円	⇒	非該当	10億円	0円	0円	10億円	⇒	該当
損害保険	生命保険	少額短期保険	（合計）		該当有無														
4億円	4億円	2億円	10億円	⇒	非該当														
10億円	0円	0円	10億円	⇒	該当														

**FAQ**

Q. 保険会社から、事務の委託に関して対価を受領しているのですが、これも基準額（10億円）の該当有無を判定する際に算入する必要があるのでしょうか？

A. 基準額の該当有無を判定する際に算入する金銭は、保険募集に関して收受した手数料、報酬、その他対価が該当します。したがって、保険募集とは直接的に因果関係のない事務手続き等に対して支払われる対価は、必ずしも算入する必要はありません。

### 3 帳簿書類の保存

「規模が大きい特定保険募集人」は、保険契約に係る帳簿書類を保存し、保険募集人が所在する事務所ごとに常時閲覧できる体制を整備しなければなりません。

#### (1) 帳簿書類に記載する事項

保存する事項は、次のとおりです。なお、帳簿書類上は、保険契約者ごと、かつ所属保険会社ごとに記載します。【PC574】

	項目	備考
①	保険契約の締結の年月日	「契約日」(注)を記載します。
②	保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称	
③	保険契約に係る保険料	分割払契約の場合、払込方法を明記したうえで、1回分保険料を記載することも可能です。【PC151、153】
④	保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額	手数料の額は、手数料を得た契約成立(計上)月の翌月以降に記載しても構いません。【PC153】 手数料の表示は、「税抜」「税込」の表示があれば、いずれで記載しても構いません。【PC153】

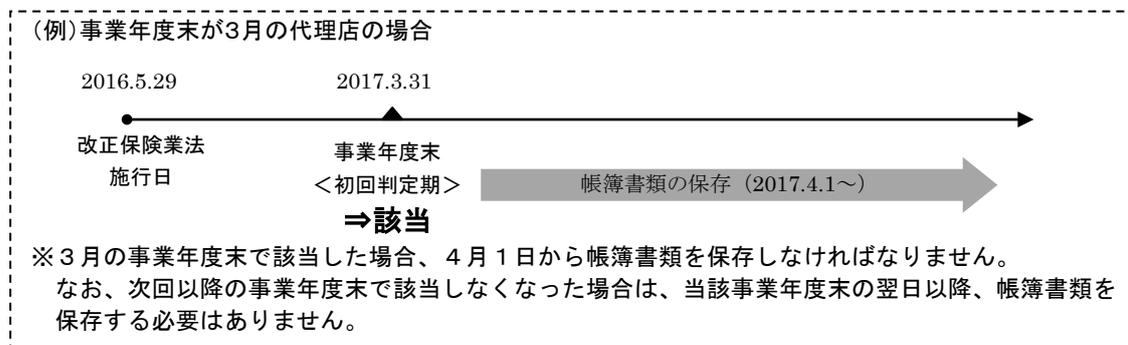
(注) 「契約日」とは、「保険期間の起算日であり、保険料の払い込みや満期日の基準となる日」とされています。

(公益財団法人生命保険文化センターの用語辞典より)

#### (2) 保存期間

保険契約の締結の日から5年間(注)保存します。

(注) 規模が大きい特定募集人に該当した事業年度末の翌日から、帳簿書類の保存が必要となります。【PC139】



### (3)保存方法 【PC143、145、146、150、151、576、577】

帳簿書類の保存は、紙による保管のほか、電磁的記録により保存する方法が考えられます。また、上記（１）の項目が網羅されていれば、特に様式は問いません。

なお、帳簿の保存方法については社内規則等で規定するとともに、募集人の所在する事務所ごとに、常時閲覧できるような体制を整備する必要があります。

#### FAQ

Q 1. 帳簿書類を保存する趣旨・目的は何でしょうか？

A 1. 今般の保険業法改正における追加的ルールの導入に伴い、監督当局が監督の実効性を確保するため、乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握するための措置として求めているものです。

Q 2. 保険会社から提供されるデータを活用して帳簿書類を作成する場合、所属保険会社によってデータ項目の定義・要件等が異なる場合はどうすればよいでしょうか？

A 2. 独自の定義等を用いた保険会社のデータをもとに作成する場合には、備考欄等にその定義等を記載する方法も認められると考えられます。

Q 3. 保険会社毎に帳簿書類の保存形態・様式が異なる場合は、どうすればよいでしょうか？（例：A社分はデータで保存、B社分はデータと紙で保存、C社分は紙で保存）

A 3. 保険会社毎に保存形態・様式が異なる場合には、帳簿の保存方法について社内規則等で規定する際に、その旨を記載する必要があります。

Q 4. 帳簿書類は保険募集人が所在する事務所ごとに備え付ける必要がありますが、データの整備等に時間を要し、帳簿の備付け義務が発生した後すぐに対応できない場合はどうすればよいでしょうか？

A 4. 改正保険業法施行後直ちに、保険募集人が所在する事務所ごとに帳簿書類を備え付けることが困難な場合は、当分の間、本店等の主たる事務所で備え付けることも認められます。【PC575】

Q 5. 電磁的記録によって「保険募集人が所在する事務所ごとに常時閲覧」する場合、データベースを事務所ごとに保有する必要がありますか？

また、本店のみでデータベースを保有し、各事務所からの連絡により本店から遅滞なく事務所にデータを連携する等の対応でも、「常時閲覧」できる体制として許容されるのでしょうか？

A 5. 例えば代理店の本店でデータベースを構築した場合も、各事務所から常時アクセスすることができれば、必ずしもデータベースを事務所ごとに保有する必要はないと考えられます。

また、本店で遅滞なく事務所にデータを連携する等の対応でも許容されるものと考えられます。

Q 6. 所属保険会社が提供する代理店システム上の契約内容照会画面等を自店の帳簿と位置づけることは可能でしょうか？

A 6. その場合には、帳簿の保存方法について社内規則等で規定する際に、当該システムを自店の帳簿と位置づけることについて定めておく必要があります。【PC576】

また、以下のような点に留意が必要です。

- ・当該画面には手数料が表示されないことが一般的であるため、代理店として独自に手数料に関するデータを別途契約締結日から5年間保存する等の対応を行う必要があること。
- ・損害保険の多くは1年契約であり、保険期間終了後、一定期間経過すると当該画面で契約内容を閲覧できなくなることが一般的であることから、閲覧期間終了後も代理店として独自にデータ等を契約締結日から5年間保存しておく等の対応を行う必要があること。

## 4 事業報告書の作成・提出

「規模が大きい特定保険募集人」は、所定の様式による事業報告書を財務局長等に提出しなければなりません。

### (1) 作成要領

#### ア. 使用帳票

法定様式（保険業法施行規則別紙様式第 25 号の 2 または 3（第 238 条第 1 項関係））を使用します。  
※法人代理店は様式第 25 号の 2、個人代理店は第 25 号の 3 を使用します。平成 27 年 5 月 27 日付の『平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案』に対するパブリックコメントの結果等についての「別紙 3」をご参照ください。

#### イ. 記載要領

後記参考資料の記載例をご参照ください。

### (2) 提出先

事業報告書は、その写しを 2 部添付して、代理店の本店を所轄する財務局長等に提出します。なお、別個登録を有する代理店は、法人単位で 1 通作成することで構いません。（注）

（注）別個に登録されている代理店ごとに集約したものを束ねて提出することも認められます。【PC154】

#### 【参考】所在地ごとの管轄財務局等（平成 27 年 12 月 1 日時点）

財務局等	電話番号 (代表)	所在地	管轄区域
北海道財務局	(011) 709-2311	札幌市	北海道
東北財務局	(022) 263-1111	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東財務局	(048) 600-1111	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海財務局	(052) 951-1772	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
北陸財務局	(076) 292-7860	金沢市	富山県、石川県、福井県
近畿財務局	(06) 6949-6259	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国財務局	(082) 221-9221	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国財務局	(087) 831-2131	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州財務局	(096) 353-6351	熊本市	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
福岡財務支局	(092) 411-7281	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県
沖縄総合事務局	(098) 866-0091	那覇市	沖縄県

（※）事業報告書の提出方法等については、管轄財務局等にお問い合わせください。

### (3)提出期限

改正保険業法施行日（2016年5月29日）以降に開始する事業年度分から作成し、当該事業年度末の翌日から3か月以内に提出しなければなりません。



#### FAQ

Q 1. 事業報告書を作成・提出する趣旨・目的は何でしょうか？

A 1. 今般の保険業法改正における追加的ルールを導入に伴い、監督当局が監督の実効性を確保するため、乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握するための措置として求めているものです。

Q 2. 保険会社から提供されるデータを活用して事業報告書を作成する場合、所属保険会社によってデータ項目の定義・要件等が異なる場合はどうすればよいでしょうか？

A 2. 独自の定義等を用いた保険会社のデータをもとに作成する場合には、備考欄等にその定義等を記載する方法も認められると考えられます。

帳票の様式はA4縦版とします。

(日本工業規格A4)

事業報告書(平成28年度)  
(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)

事業報告書の財務局提出日を記載します。

平成29年9月20日提出

関東 財務(支)局長 殿

代理店登録のある事業所の本店所在地を記載します。

郵便番号 (101 - 8335)

住所 東京都千代田区神田淡路町●-●

報告内容に対応できる部署の電話番号を記載します。

電話番号(03) 3255 - XXXX

商号又は名称 株式会社損保商事

代表者又は管理人の氏名

代表取締役 損保 太郎



1. 事業概要

(1) 保険代理店登録年月日

生命保険: 昭和60年4月1日  
損害保険: 昭和60年4月1日  
少額短期保険: 平成20年4月1日

財務局等への登録年月日を記載します。取扱いがない業態については「-」とします。別個登録を有する代理店で、別個登録を含め1通で作成するケースにおいて、本店および支店等の代理店登録年月日が異なる場合は、直下に明細を記載するか、別途一覧を添付します。

(2) 代理申請会社(業者)名

生命保険: A生命保険相互会社  
損害保険: ア損害保険株式会社  
少額短期保険: 甲少額短期保険株式会社

事業年度末時点の代申会社名を記載します。取扱いがない業態については「-」とします。別個登録を有する代理店で、別個登録を含め1通で作成するケースにおいて、本店および支店等の代申会社が異なる場合は、直下に明細を記載するか、別途一覧を添付します。

(3) 専業・兼業の別(兼業の場合は、主たる業種名)

自動車販売業

専業の場合は「保険専業」、兼業の場合は主な業種名を記載します。

(4) 役員及び使用人の状況

役員			使用人	合計
常勤	非常勤	小計		
4名	1名	5名	95名	100名

事業年度末時点で、生命保険、損害保険、少額短期保険の募集人として届け出ている人数をそれぞれ記載します。合計欄は、3業態のいずれかの募集人として届け出ている「役員(代表者を含む【PC172])」と「使用人」の合計を記載します。

保険募集を行う者として登録又は届け出ている人数	役員 2名	使用人			合計 85名
		生命保険 80名	損害保険 75名	少額短期保険 50名	

(5) 事務所の状況

名称	所在地	保険募集に従事する 役員及び使用人	備考
主たる事務所	東京都千代田区神田淡路町●-●	40 名	
札幌支店	札幌市中央区北一条西●-●	10	
名古屋支店	名古屋市中区栄●-●	10	
大阪支店	大阪市中央区北浜●-●	15	
福岡支店	福岡市中央区大名●-●	10	
計 4 店		計 85	

募集人が所在する事務所のうち、本店を「主たる事務所」、それ以外を「主たる事務所以外」として記載します。  
【PC173】  
事務所の一覧等が別にある場合は、当該一覧表で代替することも可能です。

(記載上の注意)

事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代え

(6) 委託を受けている保険会社数の推移(直近3ヵ年度)

(単位:社)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生命保険	20	21	19
損害保険	16	14	15
少額短期保険	4	4	4
合計	46	45	44

各年度の事業年度末時点の所属保険会社数を記載します。  
・直近3事業年度内に合併した保険会社は、合併までの間は各々1社として算入します。

(7) 比較・推奨販売の方法について、以下の(ア)、(イ)のうち最も適当なものを選択してください。

方法	(ア) 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。 (イ) 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。
ア	

(記載上の注意)

事務所や商品分野によって、方法が異なるなど、一つの選択により難しい場合には、実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補足すること。

自店の販売方針に基づき、該当する方を記載します。なお、事務所や商品分野によって異なる比較・推奨販売を行っている場合等は、複数選択のうえ、直下に販売方法の補足説明を簡潔に記載します。【PC162、163】

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険商品数等  
ア. 生命保険

生命保険、損害保険、少額短期保険のいずれかの業態で「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合は、すべての業態について記載が必要です。(2.(1)～(3)共通)

	取扱 商品数	取扱保険会社名
1	25	A生命保険株式会社
2	23	B生命保険株式会社
3	21	C生命保険株式会社
4	20	D生命保険株式会社
5	18	E生命保険株式会社
6	15	F生命保険株式会社
7	13	G生命保険株式会社
8	10	H生命保険株式会社
9	5	I生命保険相互会社
10	4	J生命保険株式会社
11	3	K生命保険相互会社
12	2	L生命保険株式会社
13	1	L生命保険相互会社
14	1	M生命保険株式会社
15	1	N生命保険相互会社
16	0	O生命保険株式会社
17	0	P生命保険相互会社
18	0	Q生命保険株式会社
19	0	R生命保険相互会社

上記1.(6)に記載した当該事業年度末現在のすべての所属保険会社の取扱商品数について、取扱商品数の多い保険会社の順に記載します。なお、取扱いがない保険会社は0と記載します。【PC166】

<取扱い商品数の考え方について>

・商品数はペットネーム単位でカウントしますが、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類単位で記載しても構いません。(この場合、保険種類単位であることを明記します)【PC157、164】

・商品数には、保険料または手数料が発生している契約はカウントし、手数料の発生が終了している契約は省略しても構いません。【PC157、165】

(記載上の注意)

1. 取扱保険会社が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
2. 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
3. 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

イ. 損害保険

	取扱 商品数	取扱保険会社名
1	25	ア損害保険株式会社
2	24	イ損害保険株式会社
3	23	ウ損害保険株式会社
4	21	エ損害保険株式会社
5	20	オ損害保険株式会社
6	19	カ損害保険株式会社
7	18	キ損害保険株式会社
8	17	ク損害保険株式会社
9	16	ケ損害保険株式会社

10	15	コ損害保険株式会社
11	0	サ損害保険株式会社
12	0	シ損害保険株式会社
13	0	ス損害保険株式会社
14	0	セ損害保険株式会社
15	0	ソ損害保険株式会社

(記載上の注意)

1. 取扱保険会社が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
2. 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
3. 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

#### ウ. 少額短期保険

	取扱 商品数	取扱少額短期保険業者名
1	5	甲少額短期保険株式会社
2	5	乙少額短期保険株式会社
3	1	丙少額短期保険株式会社
4	1	丁少額短期保険株式会社

(記載上の注意)

1. 取扱少額短期保険業者が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
2. 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
3. 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

(2)取扱保険契約等の内訳(直近3ヵ年度)

ア.生命保険

区分	保険種類	生命保険									備考
		平成26年度			平成27年度			平成28年度			
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契約件数 (件)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野	・記載項目の把握方法が不明な場合は、所属の生命保険会社にご確認ください。									
	年金										
	その他										
保険料 (百万円)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										
募集手数料 (百万円)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合は、その他に記載すること。また、その場合は、備考に概要を簡潔に記載すること。
3. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
4. 保険料にかかる記載は、実収保険料を記載すること。
5. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

イ. 損害保険

区 分	保 険 種 類	損 害 保 険									備 考
		平成26年度			平成27年度			平成28年度			
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契 約 件 数 (件)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険	・記載上の留意点は下記のとおりです。									
	(その他)新種										
保 険 料 (百万円)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										
募 集 手 数 料 (百万円)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										

(記載上の注意)

1. (その他)新種には、自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。
2. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
3. 保険料にかかる記載は、成績保険料を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

■改正保険業法施行以降、最初に提出する事業報告書について、過去3年間事業年度分記載することが困難な場合は、把握可能な範囲で記載することでも認められます。【PC159、161】

■直近年度については、当該保険種類に区分される保険商品に係る「(3)取扱保険商品の月別契約件数等の状況(直近年度)」の合計値となります。ただし、保険契約ごとに按分できない募集手数料については、「その他」欄や、(3)イ.の「合計」欄にまとめて計上することが考えられます。【PC169】

■各項目の考え方等については、「(3)取扱い保険商品の月別契約件数等の状況」(P17～18)を参照してください。

ウ. 少額短期保険

区 分	保 険 種 類	少 額 短 期 保 険									備 考
		平成26年度			平成27年度			平成28年度			
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契 約 件 数 (件)	生命保険										
	損害保険										
	第三分野	・記載項目の把握方法が不明な場合は、所属の少額短期保険会社にご確認ください。									
	その他										
保 険 料 (百万円)	生命保険										
	損害保険										
	第三分野										
	その他										
募 集 手 数 料 (百万円)	生命保険										
	損害保険										
	第三分野										
	その他										

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合は、その他に記載すること。また、その場合は、備考に概要を簡潔に記載すること。
3. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
4. 保険料にかかる記載は、収受した金額を記載すること。
5. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。



イ. 損害保険

取扱保険会社名		<b>ア損害保険株式会社</b>											
保険商品名		<b>自動車保険</b>											
		<b>4月</b>	<b>5月</b>	<b>6月</b>	<b>7月</b>	<b>8月</b>	<b>9月</b>	<b>10月</b>	<b>11月</b>	<b>12月</b>	<b>1月</b>	<b>2月</b>	<b>3月</b>
契約件数 (件)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計	・記載上の留意点は次ページのとおりです。											
保険料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
募集手数料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												

(備考) ※保険会社から提供されたデータをもとに作成する場合は、下記記載内容は当該保険会社にご確認ください。

**【記載例】**

ア損害保険会社から提供されたデータを使用 (定義等は以下のとおり)

- 契約件数
  - ・保険始期を基準に、取扱い契約を表示。
  - ・長期分割払契約は、始期応当月に毎年カウント。
  - ・契約取消は減算し、異動・解約・失効はカウントしていない。
  - ・共同保険契約は幹事契約の場合のみカウント。代理店分担契約は幹事・非幹事各々でカウント。
- 保険料
  - ・保険始期を基準に、保険会社の評価基準に基づく成績保険料を表示。
  - ・異動、解約、契約取消、失効は保険会社の評価基準に基づき、加減。
- 募集手数料
  - ・契約の計上月を基準に手数料額(税込)を表示。(契約件数・保険料の基準と異なる)

(記載上の注意)

- 取り扱っている保険会社の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。
- 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改(更新)契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改(更新)契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
- 保険料にかかる記載は、成績保険料を記載すること。
- 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。
- 第3分野における保険期間が1年超の契約については、「ア. 生命保険」に記載すること。

・  
・  
**<以降、ペットネーム(または保険種類)ごとに記載>**  
・  
・

- 所属保険会社の取扱商品ごとに、直近の事業年度の月別の契約件数、保険料、募集手数料について記載します。
- ペットネーム単位で集約しますが、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類単位で記載しても構いません。（この場合、「備考」欄や別紙に理由を簡潔に記載する必要があります）【PC164、171】
- 新契約と更改（更新）の正確な把握が困難な場合は、合算して合計欄に記載します。
- 各項目の一般的な考え方は次のとおりです。定義等について個別事情がある場合は、備考欄に補記します。
  - <契約件数>
    - ・保険料払込期間が終了している保険契約のうち、手数料の発生が終了している契約については除外することができます。
  - <保険料>
    - ・成績保険料を記載します。（成績保険料とは、保険会社が代理店の成績評価に用いる保険料をいいます。【PC162】）
  - <募集手数料>
    - ・該当月に実際に収受した手数料を記載し、未収の手数を加算する必要はありません。【PC169】
- 保険会社から提供を受けたデータ等に基づき作成する場合で、個別の定義や制約事項がある場合には、備考欄や別紙等に補記する方法も認められると考えられます。

ウ. 少額短期保険

取扱少額短期保険業者名		甲少額短期保険株式会社											
保険商品名		◆◆◆◆◆											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約件数 (件)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
保険料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
募集手数料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
(備考)													

・記載項目の把握方法が不明な場合は、所属の少額短期保険会社にご確認ください。

(記載上の注意)

1. 取り扱っている少額短期保険業者の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。
2. 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改(更新)契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改(更新)契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
3. 保険料にかかる記載は、収受した金額を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

・  
 ・  
 ・  
**<以降、ペットネーム(または保険種類)ごとに記載>**  
 ・  
 ・  
 ・

3. 保険募集人指導事業の実施状況等

(1) 加盟店数の推移の状況(直近3か年度) (単位:店数)

平成26年度	平成27年度	平成28年度
20	30	50

募集人指導事業(フランチャイズ展開等)を行っている場合のみ記載します。

(2) フランチャイザーによるフランチャイジーに対する教育・管理・指導の状況

**別紙添付資料のとおり。**

(記載上の注意)

保険募集指導方針等を記載した適切な書面がある場合は、その書面を記載欄に添付し、記載欄に「別紙添付資料のとおり」と記載することで代替することができます。

加盟店に対する指導方針等の状況を記した書面が別にある場合は、当該書面を添付することで代替することができます。

4. 保険募集にかかる苦情の発生件数(直近3か年度)

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生命保険	20	15	10
損害保険	40	35	30
少額短期保険	0	1	0

原則として保険会社における苦情の定義に基づき、各保険会社等に報告した数について各期末の状況を記載します。  
 なお、自店で受け付けた苦情のほか、保険会社が受け付け、保険会社から連携された件数も算入します。  
**【PC168】**

(記載上の注意)

上記1. から4. までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することができます。

**保険業法****第三百三条（帳簿書類の備付け）**

特定保険募集人（その規模が大きいものとして内閣府令で定めるものに限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。次条において同じ。）又は保険仲立人は、内閣府令で定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

**第三百四条（事業報告書の提出）**

特定保険募集人又は保険仲立人は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

<参考> 保険業法等の一部を改正する法律

第二条（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

三 新保険業法第三百四条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

**保険業法施行規則****第二百三十六條の二（規模が大きい特定保険募集人）**

法第三百三条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。一 所属保険会社等のうち生命保険会社及び外国生命保険会社等（以下この号において「所属生命保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

二 所属保険会社等のうち損害保険会社及び外国損害保険会社等（以下この号において「所属損害保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

三 所属保険会社等のうち少額短期保険業者（以下この号において「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

**第二百三十七條（特定保険募集人又は保険仲立人の業務に関する帳簿書類の保存）**

特定保険募集人（法第三百三条に規定する特定保険募集人をいう。次条第一項及び第二百三十八条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

## 第二百三十七条の二（特定保険募集人又は保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類）

法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあつては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。

- 一 保険契約の締結の年月日
- 二 保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称
- 三 保険契約に係る保険料
- 四 保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

## 第二百三十八条（特定保険募集人又は保険仲立人の事業報告書の様式等）

法第三百四条に規定する事業報告書は、特定保険募集人が法人である場合には別紙様式第二十五号の二により、個人である場合には別紙様式第二十五号の三により、保険仲立人が法人である場合には別紙様式第二十六号により、個人である場合には別紙様式第二十七号により、それぞれ作成しなければならない。

### 保険会社向けの総合的な監督指針

#### Ⅱ-4-2-10 帳簿書類

法第 303 条に規定する特定保険募集人（以下、Ⅱ-4-2-11 において「特定保険募集人」という。）は、社内規則等に、規則第 237 条の 2 第 1 項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。

#### Ⅱ-4-2-11 事業報告書

特定保険募集人の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとする。なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。

##### (1) 別紙様式第 25 号の 2

生命保険、損害保険、少額短期保険いずれかの業態のみ特定保険募集人に該当する場合において、該当していない業態についても、報告の対象となることに留意する。

##### ① 「1. 事業概要」

- ア. 「(1) 保険代理店登録年月日」欄は、法第 276 条に規定する金融庁長官の登録を受けた日を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。
- イ. 「(2) 代理申請会社（業者）名」欄において、取扱いがないものについては、空欄とする。
- ウ. 「(4) 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。
- エ. 「(5) 事務所の状況」欄は、保険募集人が所在する事務所について、期末の状況を記載する。
- オ. 「(6) 委託を受けている保険会社数の推移（直近 3 ヶ年度）」欄は、各期末の状況を記載する。

##### ② 「3. 保険募集人指導事業の実施状況等」

「(1) 加盟店数の推移の状況（直近 3 ヶ年度）」欄は、保険募集を行っている店数について、各期末の状況を記載する。

##### ③ 「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近 3 ヶ年度）」

原則として保険会社における苦情の定義に基づき、各保険会社等に報告した数について各期末の状況を記載する。

(2) 別紙様式第 25 号の 3

上記 (1) に準じて取り扱う。

(3) 事業報告書の提出先は、管轄財務局長等とする。

**パブリックコメント (2015 年 5 月 27 日公表)**

No	関係箇所	コメント概要	金融庁の考え方
132	第236条の2	帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が義務付けられる保険募集人の基準は何か。	<p>保険募集人にも体制整備義務が導入されたことに伴い、改正保険業法の施行後は、一部の大規模乗合代理店(改正保険業法第303条にいう「特定保険募集人」)において帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。具体的には、以下のいずれかに該当する場合が対象となります。</p> <p>① 直近の事業年度末における所属する保険会社の数が15以上の場合</p> <p>② 所属する保険会社が2以上で直近事業年度の手数料、報酬等の合計額が10億円以上の場合</p> <p>なお、①②は、生命保険・損害保険・少額短期保険ごとに判断します。例えば、直近の事業年度末における所属保険会社の数が生命保険会社10社、損害保険会社5社の場合には①に該当しません。</p> <p>また、生命保険・損害保険・少額短期保険の3業態のうち、一つでも基準に合致した場合、3業態すべての業態について帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。</p>
133	第236条の2	「特定保険募集人等の基準」の一つに「所属保険会社数」があるが、この社数には「提携はしているものの、現在、商品の新規販売の取扱いがない保険会社」も含まれるのか。	規則第236条の2に規定する「所属保険会社等の数」については、商品の新規販売に関わらず、代理店委託契約を締結している所属保険会社等が含まれます。
134	第236条の2	各号に記載の「手数料、報酬その他の対価の額」については、施行規則第237条の2第4号と同様、「保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた」額と理解してよいか。	規則第237条の2第1項第4号は保険契約者ごとに記載すべき帳簿書類の記載事項ですが、仮に保険契約者ごとに特定できない対価があったとしても保険募集に関して受けた対価であれば該当し得ることにご留意ください。
135	第236条の2	「手数料・報酬その他の対価の額の総額」を算出するに当たり、保険募集再委託により得た対価は、「保険募集再委託者が所属保険会社等から得た対価から、保険募集再委託者が保険募集受託者に支払った対価を控除したものが対象となる、ということが良いか	ご指摘の場合には、所属保険会社等から受けた対価の額そのものが対象となり、再委託の際に支払った額は控除の対象にはなりません。
136	第236条の2	三者間スキームによる被統括代理店を抱える統括代理店について、法第303条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」(規則第236条の2)には、被統括代理店が収受する「手数料、報酬その他の対価の額」は含ま	「手数料、報酬その他の対価の額」については、個別具体的に判断する必要がありますが、単に代理受領をしているにとどまるのであれば、統括代理店が所属保険会社から受けた「手数料、報酬その他の対価の額」には含まれないと考えられます。

		れないと理解してよいか。	
137	第236条の2	<p>保険会社から收受する金銭のうち、法第303条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」（規則第236条の2）に含まれるものが何かを判定するにあたっては、事業報告書の「記載上の注意」に照らして、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に記載されるものを基準に判定すれば良いと理解してよいか。例えば、代理店がマーケティングに際して費用を負担したときに、その実費を保険会社が負担する約束がある場合、保険会社から事後的に支払われるコスト額は、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に含まれないと理解してよいか。</p>	<p>貴見の例示が規則第236条の2に規定する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に該当するかは個別具体的に判断する必要がありますが、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」とは、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から收受している全ての金銭（加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む）を言うものです。</p>
138	第236条の2	<p>「手数料、報酬、その他の対価の額」は、保険会社から提供される手数料の支払い明細書等に記載された数字を転記すればよいのか。例えば代理店が独自に作成した募集帳票の作成費用を保険会社から受領した場合や損害調査の援助に要した費用の弁済を受けたような場合は、業務の対価とは言えないので含まれないとの理解でよいか。</p>	
139	第236条の2	<p>規模が大きい特定保険募集人は、当該特定保険募集人の事業年度末の乗合会社数および手数料等の額に基づいて該当・非該当を判断することとされているが、当該事業年度末から特定保険募集人となるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日から法第303条に規定する帳簿書類の保存義務が生じ、また、当該事業年度末の翌日から三月以内に法第304条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要があるという理解でよいか）。</p> <p>また、それまで規模の大きい特定保険募集人であったものが、ある事業年度末で基準を満たさなくなった場合は、当該事業年度末から規模の大きい特定保険募集人ではなくなるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日以降、法第303条に規定する帳簿書類の保存義務が課されず、従前法第303条に基づき保存してきた帳簿書類を引き続き保存する義務も消滅し、また、法第304条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要はないという理解でよいか）</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
140	第236条の2	<p>「規模の大きな特定保険募集人」とこれに該当しない比較推奨販売を行う乗合代理店との間において、帳簿書類の備付と事業報告書の提出の実施を除き、求められる体制整備義</p>	<p>保険募集人に求められる体制整備の内容は、一律に決まるものではなく、保険募集人それぞれにおいて、保険業法及び同法施行規則並びに監督指針Ⅱ-4-2-9に基づき、適切な体制整備を行う必要があります。</p>

		務の内容に差異はないとの理解でよいか。	
141	第236条の2	「規模の大きな特定保険募集人」に該当した場合、過去3年度分の事業報告書を提出する必要があるが、過年度分については今回の改正を踏まえた統計やシステム手当が出来ておらず、報告用の数字が把握できないことも想定される。 従って、施行後一定期間は可能な範囲内で作成、提出すれば可とする経過措置を設けていただく必要があるのではないかと考えるが、この点どうか。	施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。
142	第238条第1項、規則別紙様式第25号の2	事業報告書の別紙では、過去3ヵ年の実績値記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は、法施行後のもののみで足り、過去分については不問であるという理解でよいことを、念のため確認させていただきたい。	
143	第236条の2	帳簿書類の保存については、保険会社と代理店との間で明確な役割分担を行うことにより、全て代理店が保管する必要はないとの理解でよいか。 また、電子的データとして保管されている場合は、瞬時に当該データを引き出せないことも想定されるが、一定期間の猶予は認められると考えてよいか。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能です。また、貴見にある「一定期間の猶予」がどの程度か分かりませんが、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。
144	第236条の2	所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者等の数は、事業年度末における取扱商品の有無を問わず、代理店委託契約を締結していれば含めると考えてよいか。	規則第236条の2に規定する「保険会社等の数」については、事業年度末時点において、代理店委託契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数です。
145	第237条、第237条の2	帳簿書類の作成・保存とは、具体的にはどのような対応が求められるのか。	特定保険募集人（改正保険業法第303条にいう「特定保険募集人」）に該当する保険募集人は、事務所ごとに、保険料、手数料等を記載した帳簿書類を作成し、保険契約締結の日から5年間、適切に保存することが必要となります。 なお、帳簿書類の保管にあたっては、社内規則等に規定されていれば、紙による保管のほか、電磁的記録により保存することも可能です。
146	第237条	特定保険募集人は、保険契約の締結の日から5年間、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに規則第237条の2に記載している事項を記載し、保存することが求められるが、この帳簿書類は、紙媒体ではなく、電磁的手段で保存することも可能と考えてよいか。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。
147	第237条第1項	法第303条に規定する帳簿書類を備え、保存しなければならない「事務所」とは、規則案別紙様式第25号の2の(5)事務所の状況に列挙すべき事務所と同じという理解でよいか。	法第303条に規定する帳簿書類の備付については、規則別紙様式第25号の2の1.(5)同様、保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。
149	第237条第2項	当グループの銀行では、銀行が保険契約者としての団体保険を取り扱っている。ついては、団体保険についても被保険者ごとの帳簿	法第303条に基づく帳簿書類の備付けについては、被保険者ごとの帳簿の備付けを求めるものではありません。

		の備付けの必要があるかを確認したい。	
150	第237条の2	帳簿書類は、保存する資料等に同条の項目が網羅されていれば、様式等は特段問われないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
151	第237条の2	<p>a. (a) 帳簿の備付けは、事業所ごととあるが、当該事務所とは営業単位と考えてよいか。</p> <p>(b) 「特定保険募集人は事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。」とあるが、事務所とは各営業支店という理解でよいか。</p> <p>b. 事務所ごとに帳簿を作成するが、所管部署において、一括保管することでよいか。</p> <p>c. (a) 電磁的方法での保管でもよいか。</p> <p>(b) 保存は書類でなくても電磁的なものでよく、本店で一括保存するが、事務所ごとに分かる体制になっていればいいという理解でよいか。</p> <p>d. 第1項第3号の保険契約に係る保険料の記入は、平準払の場合、1回分（月払いであれば、1カ月分、年払いであれば、1年間分）の保険料を記入することでよいか。</p> <p>e. 第1項第4号の保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額についても、平準払の場合、1回分（月払いであれば、1カ月分、年払いであれば、1年間分）の手数料等を記入することでよいか。</p> <p>また、その他の対価（例えば、ボーナスコミッション等）があった場合は、契約者ごとに按分する必要があるか。</p>	<p>aについて</p> <p>保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。</p> <p>bについて</p> <p>帳簿については、事務所において、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。</p> <p>cについて</p> <p>内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。</p> <p>dについて</p> <p>貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>eについて</p> <p>初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。また、その他の対価等について、契約者ごとに按分できる場合には按分することが望ましいですが、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められます。</p>
152	第237条の2第1項	同項に規定する事項は契約単位と解して良いか。	規則第237条の2第1項に規定する事項については、一契約ごとに記載する必要があります。
153	第237条の2第1項	<p>① 第1号 保険契約の締結の年月日は、契約日と考えてよいか。</p> <p>②</p> <p>○第3号 記載する保険料は、第1回保険料と考えてよいか。平準払いの場合は、毎月、毎年、半年ごとに保険会社が領収しているが、帳簿に記載する保険料を毎月、毎年等で更新する必要はないと考えてよいか。</p> <p>○第3号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>③</p> <p>○第4号 手数料は、第3号の保険料に相当するものと考えてよいか。平準払いの場合は、継続手数料として、新規受付後にも保険会社が保険料を収納するタイミングにより、手数</p>	<p>①について</p> <p>施行規則第237条の2第1項第1号については、契約日と考えます。</p> <p>②について</p> <p>貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>③について</p> <p>初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。</p> <p>また、その他の対価等について、契約者ごとに按分できる場合には按分することが望ましいですが、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められ</p>

		<p>料を受領している。帳簿に記載する手数料は、手数料を毎月、毎年等受領するたびに、データ更新する必要はないと考えてよいか。</p> <p>○第4号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>④ 第4号 代理店では、手数料を契約成立月の翌月以降に受領しており、それまで手数料金額がわからない場合がある。手数料の額の記載は翌月以降でも可と考えてよいか。</p> <p>⑤ 第4号 手数料の表示は、税込、税抜いずれかによるのかを明示いただきたい。</p> <p>⑥ 掲載する明細は、法の施行前の契約も含まれると考えてよいか。</p>	<p>ます。</p> <p>④について 貴見のような場合においては、翌月以降に記載することも認められます。</p> <p>⑤について 税込み、税抜きのどちらの表示であるかが分かるように記載されていれば、どちらの表示でも構いません。</p> <p>⑥について 法の施行前の契約は含まれません。</p>
154	第238条	<p>事業報告書への記載項目は、取扱保険商品の月別契約件数等の状況について、保険会社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告することを求められているが、これらはあまりにも細微な分類であることから、代理店の負担が過大である。</p> <p>1. 拠点ごとに代理申請保険会社が異なる代理店の場合でも提出する事業報告書は法人単位でよい（代理申請保険会社別に作成した事業報告書を提出する必要はない）との理解でよいか。</p> <p>2. 複数年の記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は法施行後のものであって、過去分は不問という理解でよいか。</p> <p>3. 取扱保険商品の月別契約件数等の状況について保険会社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告を求められているが、負担が過大なため、例えば取扱高上位5商品のみ報告等、簡素化を図ることを検討していただきたい。</p>	<p>1. について 貴見のケースが必ずしも明確ではありませんが、例えば、主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている場合においては、規則第236条の2に規定される手数料等の総額の判定にあたっては、一つの法人単位で判断し、主たる事務所である本店の所在する財務（支）局に提出する必要があります。ただし、別個に登録された事務所ごとに集計したものを束ねて、本店の所在する財務（支）局に提出することも認められます。</p> <p>2. について 施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p> <p>3. について 貴重なご意見として承ります。</p>
155	第238条	<p>「事業報告書」を作成する単位は、募集人登録上の代理店単体（支店を有する場合は支店を含む）との理解でよいか。</p> <p>例えば、当該代理店の傘下に人的関係・資本関係を有する代理店が存在する場合、「事業報告書」に含めて記載する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>事業報告書については、法人であれば法人単位で作成すれば足りります。</p>
156	第238条第1項、規則別紙様式第25号の2	<p>事業報告書は、代理店登録単位ごとに各1通提出する必要があるのか、それとも、法人全体で1通提出する必要があるのか。</p> <p>法第304条が委任する規則第238条第1項によれば、特定保険募集人の法人・個人の別により、別紙第25号の2ないし3により作成しなければならない旨が定められているのみで</p>	

		あるため、明確にしていきたい。	
157	第238条第1項、規則別紙様式第25号の2	<p>規則第238条第1項所定の事業報告書は、追加的ルールの導入に伴う監督の実効性を確保すべく、監督当局が乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握するために求められるものと理解している（保険WG 報告書20頁）。しかしながら、今般公表された規則第238条が求める別紙第25号の2による事業報告書の様式は、かかる規制趣旨に照らして、明らかに代理店の負担が過大となりすぎることから、以下に述べる箇所をはじめ、更なる簡素化が図られるべきである。</p> <p>①規則別紙第25号の2の「(1) 取扱保険契約等の状況」の「取扱保険商品数等」においては、「保険代理店における取扱商品数」を「いわゆるペットネーム単位」で記載することとされている（脚注「記載上の注意」欄）。しかし、ペットネームは各保険会社において多数設けられており、かつ新商品販売等で年度内においても加除が多く見られることもあり、保険会社から自動的に取扱商品となり理論的には販売可能となる多くの商品名称（ペットネーム）を、乗合代理店において逐一把握するのは事実上困難である。</p> <p>生損保合わせて数十社にわたる所属保険会社の乗合がある場合には、かかる報告義務の負担は、さらに過大となることが容易に想定される（なお、そもそも、保険会社から報告させることにより正確かつ迅速に把握できるはずである。）。</p> <p>したがって、ペットネームではなく「保険種類単位」にするなど、趣旨を満たす簡素化した記載要領としていただきたい。</p> <p>②規則別紙第25号の2の「(2) 取扱保険契約等の内訳（直近3カ年度）」では、「法人」「個人」毎、「保険種類」毎、かつ「年度」毎に、契約件数、保険料、募集手数料のそれぞれにつき、直近3年度分を記載することになっている。</p> <p>しかし、保険種類（特に生保の分類）や、法人・個人の別は、大型の乗合保険代理店においてすらシステム対応をしていない会社の方が多いたが実情であり、更には、現状、保険会社においてすらシステム対応していない部分もあるところであり、作業が不相当に過大となることが容易に懸念される。</p> <p>上記の報告要領のまま施行されるならば、今後、そのためのシステム開発を要することになり、その負担はきわめて甚大なものとなる。</p> <p>したがって、保険種類や法人・個人を別にし</p>	<p>①について 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されている保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。 ただし、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。 また、販売を取止めた商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品数に含める必要があります。 ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>②について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>③について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>④について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、2. (2) 「取扱保険契約等の内訳」における「募集手数料」については、保険募集に関係のない手数料の計上は不要であり、内訳を求めるものではありません。</p>

	<p>て報告を求める上記報告要領は、事業報告書の立法趣旨を満たすために必要不可欠な限度に留めるべく、可及的な簡素化が図られるべきである。</p> <p>また、事業報告書の導入にあたっては、まずは保険会社の体制（システム対応等）を整備するよう指導いただくことを求める。</p> <p>③規則別紙第25号の2の「(3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況」においては、保険会社別・商品名別・月別に、契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合には更改契約）・合計ごとに報告することが求められている。しかし、現状は、「(2) 取扱保険契約等の内訳」以上に対応が著しく困難である。乗合保険代理店において、上記(3)の記載要領に沿うシステム対応は全くできていないのが実情であるうえ、「保険会社別」に「保険商品」毎の報告が要求されているため、乗合保険会社が多ければ多いほど膨大な作業報告量となることが容易に想定される。これについても実施しなければならないということになると、システム開発コストも相当に大きくなることが想定される。そもそも、現状、保険会社においてすら、システム対応していない部分もあるところである。</p> <p>したがって、「保険商品名でなく保険種類」、「全取扱い保険会社でなく、取扱高上位3社分のみ」、「取扱高上位5商品のみ」といった程度の報告に留めるなど、極めて大幅な簡素化が図られるべきである。</p> <p>どうしても、かかる報告を乗合代理店に求めるということならば、まずは保険会社のシステム対応を指導いただくなど、保険会社の体制（システム対応等）を整備することの指導を先行すべきである。</p> <p>④規則別紙第25号の2「(2) 取扱保険契約等の内訳」においては、「募集手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）」を記載し報告することとされている。</p> <p>しかし、募集の対価以外の各種手数料の内訳を示すことは、保険業に全く関係のない手数料についても示すことになり、保険專業代理店ならともかくとして、保険專業ではない複数の事業を有する代理店においては、報告義務履行のための事務が趣旨を逸脱し不相当に過大となることが容易に懸念される。</p> <p>したがって、「その他の対価の額」については、より限定し簡素化した記載で足りるものとされるべきである。</p>	
--	---	--

158	規則別紙様式第25号の2	<p>「(規模の大きい特定保険募集人)第236条の2第303条に規定する内閣府令で定めるものは、事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>二所属保険会社等のうち損害保険会社および外国損害保険会社等の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。」と規定されていますが、一方施行規則別紙様式第25号の2(第238条第1項関係)(法人の場合)の「事業報告書」の書式の中で、</p> <p>2. 取扱保険契約等の状況</p> <p>(2) 取扱保険契約等の内訳(直近3ヶ年度)</p> <p>イ. 「損害保険」欄において、(記入上の注意)で下記のような記載があります。</p> <p>「1.(その他)新種には、自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。」</p> <p>つきましては、保険業法施行規則に記載している特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上の中に、「事業報告書」の(記入上の注意)に記載の自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)を除くこととなりますが、募集手数料を除くこととなると、自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)の手数料、報酬その他の対価の額が大きい募集人は、特定保険募集人から外れる場合もあると考えられるが、特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額に自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)は含むのか。ご説明いただきたい。</p>	<p>施行規則第236条の2第2号に規定する「手数料、報酬その他の対価の額」には、自賠責保険、海上保険(船舶・貨物)に係るものも含まれます。</p>
159	規則別紙様式第25号の2	<p>a. (a) 「2. 取扱保険契約等の状況 (1) 取扱保険商品数等」には、販売を取止めた商品についても、保全があり、また、手数料を受け取っていることから、取扱商品数に含めて記入しなければならないか。</p> <p>(b) 第2面の「2. 取扱保険契約等の状況」 「(1) 取扱保険商品数等」につき、記載しなければならない「取扱商品数」の商品数とは、乗合保険会社が現在販売している全商品数ではなく、提出者(事業報告書を提出する特定保険募集人)が現在販売している、各保険種目ごとの商品数であるとの理解でよいか。</p> <p>b. 「2. 取扱保険契約等の状況 (2) 取扱保険契約等の内訳(直近3カ年度)」は、最初の事業報告は改正保険業法施行後の年度分からでよいか。また、外貨建て保険商品の場合は、円換算して記入するのか。その場合の為替レートは契約時の保険会社の為替レ</p>	<p>a. について</p> <p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>また、販売を取止めた商品についても、同様です。</p> <p>なお、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。</p> <p>その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> <p>b. について</p> <p>施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p>

		<p>トで計算してよいか。</p> <p>c. 「2. 取扱保険契約等の状況 (3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況 (直近年度)」は、保有契約において中途解約等があり、手数料等を保険会社へ返却しなければならない場合、返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入することで構わないか、それとも返却分は考慮する必要はないか。</p> <p>d. 団体保険についても、「2. 取扱保険契約等の状況」に記入するのか。</p>	<p>また、外貨建て保険商品に係る取扱いについては、円換算して記入する必要がありますが、為替レートの計算方法は貴見の方法も認められます。</p> <p>c. について 返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入する必要があります。</p> <p>d. について 団体保険についても記入する必要があります。</p>
160	規則別紙様式第25号の2「2. (3)」	<p>取り扱っている保険会社の保険商品の明細については、新規契約を受け付けているものだけに限り作成する取扱いとしていただきたい。(既に新規契約を停止した商品についてまで明細を作成するとすると、対象商品が多く過重な事務負担が生じるため。)</p>	<p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>なお、販売を取止めた商品についても、保険料や手数料が発生している商品については、別紙様式に従い、「保有契約」として計上する必要があります。</p>
161	規則別紙様式第25号の2	<p>法第304条において規定する事業報告書作成の起算日は、直近3カ年の項目もあることから法施行日を起算日と解釈してよいか。</p>	<p>施行日以後に開始する事業年度の事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p>
162	規則第238条第1項	<p>①事業報告書作成に際し、保険会社からのデータを使用することは許容されるか。</p> <p>②別紙様式25号の2 (法人の場合) 項番1 (4) 「役員及び使用人の状況」内「使用人」は当社と直接雇用関係にある者の数を記載すれば良いか。または、派遣社員を含む全従業者数を記載すべきか。</p> <p>③同様式項番1 (7) 「比較・推奨販売の方法について、以下の (ア) ~ (ウ) のうち最も適当なものを選択してください。」について、会社規則等により規定されていることを前提に、部門によって方法が異なるときは、最も高い割合のものを選択すると解すれば良いか。(企業グループ内とグループ外とで募集する保険商品が異なる場合を想定しています)</p> <p>④同様式項番2 (2) 「取扱保険契約等の内訳 (直近3ヵ年度)」内「ア」における「実取保険料」、「イ」における「成績保険料」のそれぞれの定義を明示して頂きたい。</p>	<p>①許容されます。</p> <p>②当該代理店において保険募集に従事する役員及び使用人を報告する必要があり、その中には派遣社員も含まれます。</p> <p>③実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補足することが求められます。なお、様式に「記載上の注意」を追加しました。</p> <p>④「実取保険料」とは、保険会社が現に収受した保険料をいいます。</p> <p>「成績保険料」とは、保険会社が特定保険募集人の成績評価に用いる保険料をいいます。</p>
163	規則別紙様式第25号の2	<p>保険業法施行規則別紙様式第25号の2 (第238条第1項関係) 「1. (7) 比較・推奨販売方法について、(ア) ~ (ウ) のうち最も適当なものを選択してください。」となっているが、商品特性や顧客属性等に応じて別々の方法で行う場合、取扱いが多い方法を選択するのか、それとも複数の方法を選択するのか確認</p>	

		したい。	
164	規則別紙様式第25号の2	<p>施行規則の別紙様式（法人の場合）の「2. 取扱保険会社商品数等」について、取扱商品数は「ペットネーム単位」としているが、例えば、損保なら自動車保険、火災保険、傷害保険等、生命保険であれば低減定期保険、終身保険、養老保険等のように、保険会社間で共通性のある商品名でのカウントも可としていただきたい。ペットネーム単位での商品数把握は非常に困難であり、仮に、ペットネーム単位以外は認めないとする場合には、その目的と理由を明示いただきたい。</p>	<p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。</p> <p>ただし、その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p>
165	規則別紙様式第25号の2	<p>事業報告書：提示義務条件について</p> <p>①新規申込のない保険会社の商品を取扱っている場合、その保険会社は、所属保険会社数に含めるのか。</p> <p>事業報告書：取扱保険契約等の内訳に関して</p> <p>②生保の保険種類の区別は、ペットネームごと/保険種類ごとに区別可能なのか。同一商品でも、保障内容によって報告区分を変える必要があるのか。</p> <p>③保険料は、実収ベースでの報告ということだが、年度途中の報告の場合、月払いなどの平準払い契約は、年換算保険料を計算して報告するのか。</p> <p>④保険料は、増減額後の保険料を報告するのか、契約当初の保険料を報告するのか。</p> <p>⑤共同募集の場合、実収保険料、手数料は、代理店分担割合を換算した保険料を報告すればよいのか。</p> <p>⑥欄外に記載の「その他の対価の額」とは何を指すのか。</p> <p>事業報告書：取扱保険商品の月別契約件数等の状況に関して</p> <p>⑦集計単位は、ペットネーム単位でよいのか。</p> <p>⑧保有契約の考え方として、年金保険の場合、保有契約としてカウントするのは契約成立から年金支払終了までと考えてよいのか。</p> <p>⑨報告単位が新規契約と保有契約に分かれているが、新規契約は保有契約に含めないのか。</p>	<p>① 代理店委託契約を締結している場合には、所属保険会社数に含める必要があります。</p> <p>② 2. (2) 取扱保険契約等の内訳については、保障内容に応じて分類した保険種類ごとに、記載する必要があります。</p> <p>③④ 報告の対象となる当該事業年度における実収保険料額を記載する必要があります。</p> <p>なお、この場合、保険料の払い方に応じた年換算は要しません。</p> <p>⑤ 貴見のとおりです。</p> <p>⑥ 「その他の対価の額」とは、その名称を問わず、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から収受している全ての金銭（加入勧奨に係る金銭の収受があればそれを含む）のうち、報酬及び手数料以外のものをいいます。</p> <p>⑦ 貴見のとおりです。</p> <p>⑧ 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>⑨ 例えば、新規契約に係る契約件数については、契約月は「新契約」として計上し、翌月以降は「保有契約」として計上する必要があります。</p>
166	規則別紙様式第25号の2 「2. (1)」	<p>取扱商品数、取扱保険会社名は、特定保険募集人の事業年度末時点のものを記載すればよいと考えてよいのか。</p> <p>また、保険会社との代理店委託契約は継続しているものの、取扱商品がない保険会社名も記載する必要があると考えてよいのか。</p>	<p>取扱商品数及び取扱保険会社名は、事業年度末時点のものを記載する必要があります。</p> <p>また、取扱商品のない保険会社の場合、取扱商品数を「0」として記載願います。</p>
167	規則別紙様式第25号の2	<p>特定保険募集人の事業報告書様式（別紙様式第25号の2）の項目1. (7) に、「比較・推奨販売の方法」があるが、「(ア) 取扱っている</p>	<p>貴見を踏まえ、様式を修正しました。</p> <p>なお、貴見の事例が必ずしも明確ではありませんが、例えば、Ⅱ-4-2-9 (5) ①②に該当する場合は、「商品</p>

	「1. (7)」	全ての保険商品の比較を行い、顧客に提示している」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。 保険商品の一覧表を顧客に提示し、顧客が主体的に商品を選択するための情報提供を行っている場合は、「(ア)」に該当すると考えて差し支えないか。	特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。」に該当することとなります。
168	規則別紙様式第25号の2「4」	特定保険募集人の事業報告書様式(別紙様式25号の2)の項目4に、「保険募集にかかる苦情の発生件数」があるが、自行が知り得た苦情件数と考えるとよいのか。	当該特定保険募集人が受け付けた苦情件数のほか、保険会社等が受け付けた苦情について保険会社から連携されている場合には、その件数も計上する必要があります。
169	規則別紙様式25号の2「2(1)」 「2(2)ア」 「2(3)」	①日本工業規格とあるのは、A4版、B4版のいずれでもよいと考えてよいのか。 ②「2. (1)」の「取扱商品数」、「取扱保険会社名」には、現在は販売を終了、休止等している過去に販売していた商品は含まないと考えてよいのか。 ③「2. (2)ア」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、「2. (3)」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」の合計を記載することと考えてよいのか。 ④「2. (3)」の「新契約」は契約成立ベースの件数、記載上の注意の「実収保険料」は保険会社の収納ベースの金額と考えてよいのか。また、平準払の場合、該当年度内の代理店の募集手数料の合計で、未収手数料は含まないと考えてよいのか。 ⑤「2. (3)」の「新契約」と「保有契約」については、先月新規に成約した契約は、翌月には保有契約とすると考えてよいのか。 ⑥「2. (3)ア」の「新契約」には、積立利率変動型の個人年金保険の延長(更改)は含まないと考えてよいのか。 ⑦「2. (3)イ」について、共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」と「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載すると考えてよいのか(共同保険分を合計して記載するのは困難であるため)。 ⑧外貨建保険の外貨保険料を円換算する為替レートの基準を明示していただきたい。	①A4版であるため、ご指摘を踏まえて別紙様式25号に追記させていただきました。 ②販売を中止した商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品数に含める必要があります。ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。 ③2. (2)の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、当該保険種類に区分される保険商品に係る2. (3)の合計値を記載することとなります。 ④2. (3)の「新契約」には、新契約が成立したものを計上する必要があります。 また、「保険料」に実収保険料を記載する場合には、保険会社が現に収受した金額を計上する必要があります。また、「募集手数料」については、「規模の大きい特定保険募集人」が受け取った金額を記載するものであり、未収手数料の計上は不要です。 ⑤貴見のとおりです。 ⑥既契約の延長(更改)は「保有契約」に計上する必要があります。 ⑦共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載することも認められます。 ⑧例えば、保険会社が手数料計算時に用いている為替レートを使用することが考えられます。
170	規則別紙様式第25号の2、規則別紙様式第25号の3(2)記載上の注意	「法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。」とあるが、例えば、契約の1件1件を手作業で確認をすれば法人・個人の件数を確認できなくはないものの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに法人・個人別の件数が示されていない様なケース(保険会社では保険契約について法人・個人の別を	事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、法人・個人の正確な把握・区分に莫大なコストが必要となる場合には、記載上の注意にあるとおり、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記することも認められます。

		<p>正確なデータとして保有する慣行がない )          においては、法人・個人の正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解でよいか。</p>	
171	<p>規則別紙様式第25号の2、規則別紙様式第25号の3 2 (3) 記載上の注意</p>	<p>『保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。          その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。』とあるが、例えば、契約の1件1件を手作業で確認をすれば各保険商品別の件数を確認できないもの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに各保険商品ごとのデータが示されていない様なケース（保険会社では代理店の取扱契約件数や保険料等の数値について、細かな保険商品単位で集約・管理する慣行がない）においては、これらデータの正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解でよいか。          また、その場合の「正確な把握・区分が困難である理由」は、「保険会社から保険商品別のデータ提供がなく、また、社内で保険商品別の数値を管理指標として用いていない」といった理由でよいか。</p>	<p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での記載に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類単位で記載することも認められます。          また、「正確な把握・区分が困難である理由」については、貴見のような理由も考えられます。</p>
172	<p>規則別紙様式第25号の2</p>	<p>損害保険代理店の代表者は、募集を行うか否かを区分しての登録はなされていないため、1 (4) の「役員」に含める必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>損害保険代理店の代表者は、「役員」に含める必要があります。</p>
173	<p>第238条第1項、規則別紙様式第25号の2</p>	<p>規則案別紙様式第25号の2の(5)事務所の状況の「主たる事務所」とは、財務(支)局に届出している本店のことでよいか。          いわゆる契約取扱出先（法人代理店において、本店同様に保険募集を行う支店、支社、営業所等の本店以外の拠点）は「主たる事務所」に該当するか。          また、同様式には「主たる事務所」以外として、具体的にはどのような事務所を記載すればよいか。</p>	<p>保険募集人が所在する「事務所」のうち、本店を「主たる事務所」とし、それ以外を「主たる事務所」以外として記載する必要があります。</p>
574	<p>II-4-2-10</p>	<p>帳簿書類の備え付けについて、改正業法第303条では「保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し」とされ、府令案第237条の2では「法第303条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあつては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。」とされている。          したがって、規模の大きい代理店は、帳簿書</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

		類上、「保険契約者ごと」かつ「所属保険会社等ごと」に法定事項を記載していく必要があるという理解で良いか。	
575	Ⅱ-4-2-10	当社は特定保険募集人の条件を満たす金融機関代理店であり、各営業部店にて保険の募集行為を行っている。 その場合、帳簿書類の作成・保存は、各営業部店で行う必要があるということか。 本部で作成したもの（電子ファイル又は紙）を支店で確認し、保管するという運用は許容されるか。	保険募集人が所在する事務所ごとに備付けを行う必要があり、店舗を異にする場合には、それぞれに備え付ける必要があります。 ただし、対応が施行後直ちには困難な場合には、当分の間、主たる事務所に備え付けることも認められます。 また、貴見のように、本部で作成したものを支店で保管することも認められます。
576	Ⅱ-4-2-10	保険募集代理店は所属保険会社が提供する専用画面において保険契約情報を閲覧することが通常であり、適切な情報管理の観点も含め、帳簿書類備付の方法として、代理店専用画面で保険契約の締結の年月日等の事項を閲覧する等の方法を社内規則等に定めて対応することも認められるとの理解でよいか。	規則第237条の2第1項第1号から第4号に規定する内容を満たすものであれば、適当と認められる保存方法を社内規則等に定めたいうで、適切に備え置くことが認められます。
577	Ⅱ-4-2-10	Ⅱ-4-2-10では、「社内規則等に、規則第237条の2第1項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。」とあるが、例えば、保険会社から提供された書類（契約リストやデータ等）に、帳簿に記載すべき情報が記載されている場合には、当該書類を保存すれば良く、別途、「書類の作成」の方法は定める必要はないとの理解で良いか。また、規則第237条の2第1項第1号～4号に係る事項の帳簿書類として、保険契約申込書を用いる場合、その保存方法として、所属保険会社が保存している申込書について、所属保険会社より遅滞なく当該書面の写しを入手するといった方法を定めることも認められると理解してよいか。	Ⅱ-4-2-10については、各保険会社と特定保険募集人との間における情報共有などの実務に配慮したうで、その実務に照らして適当と認められる方法を社内規則等に定めたいうで、適切に備え置くことを求めるものです。 保険契約申込書を用いる場合、契約成立後、所属保険会社から遅滞なく当該書面の写しを入手し、その後適切に保存することにより、常時閲覧できる体制が整備されている場合には、認められることもあります。

以上